

令和 3 年 4 月 2 6 日 招 集

第 3 回 天 草 市 議 会 （ 臨 時 会 ） 議 案 書

天 草 市

## 令和3年第3回天草市議会（臨時会）議案

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第1号	専決処分事項の報告について	令和3年 4月26日		
議第95号	専決処分事項の承認について（令和3年度天草市一般会計補正予算第2号）	"		
議第96号	工事請負契約の変更について	"		
議第97号	工事請負契約の変更について	"		
議第98号	工事請負契約の変更について	"		

## 報告第1号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年4月26日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和3年1月8日（金曜日）  
午後4時25分頃
- 2 事故発生場所 天草市楠浦町2747番地3付近（市道久保・立浦線）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両所有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、市道に生じていた陥没箇所を相手方車両が通過した際、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 6,188円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 95 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度天草市一般会計補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 26 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第7号

専決処分書

令和3年度天草市一般会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月16日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

市民への新型コロナウイルスワクチン接種を開始することに伴い、接種場所への移動が困難な高齢者及び身体障がい者等への移動支援に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 令和3年度天草市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度天草市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,093千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,533,324千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,453,092	547	7,453,639
	2 国庫補助金	1,655,533	547	1,656,080
16 県支出金		4,134,846	546	4,135,392
	2 県補助金	1,417,255	546	1,417,801
補正されなかった款項に係る額		39,944,293		39,944,293
歳入合計		51,532,231	1,093	51,533,324

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,384,770	1,093	17,385,863
	2 高齢者福祉費	4,593,292	1,093	4,594,385
補正されなかった款項に係る額		34,147,461		34,147,461
歳 出 合 計		51,532,231	1,093	51,533,324



議第 96 号

工事請負契約の変更について

令和 2 年 6 月 26 日議決された議第 71 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 3 年 4 月 26 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 164,780,000 円」を「契約の金額 163,595,437 円」とする。

(提案理由)

(都) 今釜本渡港線橋梁 (A2 橋台) 工事請負契約において、設計図書の変更等に伴い契約金額を減額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 97 号

工事請負契約の変更について

令和 2 年 6 月 26 日議決された議第 72 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 3 年 4 月 26 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 512,600,000 円」を「契約の金額 567,898,078 円」とする。

(提案理由)

(都) 今釜本渡港線橋梁 (A1 橋台・P1 橋脚) 工事請負契約において、設計図書の変更等に伴い契約金額を増額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 98 号

工事請負契約の変更について

令和 2 年 12 月 18 日議決された議第 119 号「工事請負契約の変更について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 3 年 4 月 26 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 407,633,386 円」を「契約の金額 413,207,021 円」とする。

(提案理由)

(都) 今釜本渡港線橋梁 (P2・P3 橋脚) 工事請負契約において、設計図書の変更等に伴い契約金額を増額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。